

重度の障害のある方へ

特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが支給できます。

特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に著しく重度の障害※¹があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※¹があり、日常生活において常時介護が必要な満20歳未満の在宅障害児

で、次のいずれかに該当する子ども

- (1) 重度の障害が一つ以上ある
- (2) 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
 - (1) 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※²
 - (2) 療育手帳の障害の程度がA
 - 2級に該当する子ども
 - (1) 身体障害者手帳3級または4級の一部※³
 - (2) 療育手帳の障害の程度がB
- ※¹身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

※² 下肢障害において、両足首から欠くもの

※³ 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

【各手当の支給額】

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,300円
障害児福祉手当	14,850円
特別児童扶養手当	1級 52,400円
	2級 34,900円

◎ 手当には支給制限がありません

- ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
- ・ 社会福祉施設に入所しているとき
- ・ 3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定には審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■ 問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

周防大島町農業委員会からのお知らせ

☎ 周防大島町農業委員会（農林課内）

☎ 0820 (79) 1002

農地の賃借料情報を提供します

令和3年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借（46筆のうち特殊な取引を除く）における賃借料水準（10aあたり）は、次のとおりとなっています。

周防大島町農地賃借料情報（年額）

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数
田（水稻）の部	基盤整備地域	12,300円	15,400円	9,900円	3筆
	未整備地域	3,800円	6,300円	1,900円	14筆
畑（普通畑）の部		5,000円	5,000円	5,000円	1筆
畑（樹園地）の部		6,300円	10,700円	3,700円	16筆

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kg当たり11,628円に換算しています。

※賃借料を物納支給（みかん）としている場合は、1kg当たり211円に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用貸借」（令和3年実績250筆）があります。